

# トマス・アキナスの金銭使用論

桑原光一郎

## 序 論<sup>1)</sup>

イエスのたとえ話の中には、金銭単位を用いて人々に語りかける場面がいくつかある。このことは、金銭の問題が人々に身近なことからであったことを示しているといえよう。ただし、実際に鑄造された金銭 *pecunia* が貨幣 *numisma* という価値尺度となって重要な機能を果たしはじめるのは、十二世紀以降のイタリアである<sup>2)</sup>。したがって、当時のイタリアは貨幣経済の黎明期にあたる。この時代以降、貨幣は財の支払いに際して受領されるものとして確立されていく。すなわち、貨幣は支払いを成立させる共通の価値尺度となり、この貨幣の単位を用いて財の価値が計算されるのである<sup>3)</sup>。そのため、金銭の使用という問題はトマス・アキナスの時代において新しい経済的問題であったといえよう。

トマスは貨幣を取り上げる際に、上記の二点を以下のように論じている。トマスはアリストテレスの貨幣が「自然によって存在するのではなく、慣習によって存在するのである」<sup>4)</sup>という設定から影響を受け、「自然によって尺度であるのではなく、ノモスすなわち法によって尺度であるのである」<sup>5)</sup>と貨幣に言及している。すなわち、トマスの議論においては、貨幣は貨幣の交換における尺度機能として論じられている。他方、金銭という語で現実的な財の側面を論じている。本論では、後者の現実的な財としての金銭について、トマスがどのように論じているのか、という事柄について考察する。

そのため、本稿は以下のように考察する。まず、現実的な財の特徴である「使用」について述べる。続いて、金銭とはどのような特徴をもつ現実的なものとしてトマスが定置しているかについて論じる。最後に、現実的な財である金銭の使用がどのような意味を持っているのかについて考察する。

## 1 財の使用

トマスは外的な物財 *res exterior* の概念整理を自然本性<sup>6)</sup>と使用という観点から行う。その際、外的な物財の自然本性は神の能力のもとに存するとされ、人間は使用についてのみ関係を持ちうるとされる。ここで、外的な物財の使用に関して人間は「自然本性的な支配権」があること、すなわち人間において外的な物財の使用は人間の本質的なあり方に関わることが明示されているのである。

他の仕方は、その物財の使用に関してである。これについて人間は外的な物財に対して自然本性的な支配権を持つのであり、それというのも、人間は自らの効用のために自分のために造られたものであるかのように外的な物財を理性と意志とによって使用することができるからである<sup>7)</sup>。

このように、物財の使用という事態の内容を明らかにする。それは、人間のある種の行為が「理性と意志」によって行われていることである。トマスにおいて理性と意志とは、「人間は理性と意志によって自らの行為の主である」<sup>8)</sup>と語られるように、人間的行為の基盤となるものである。こうした理性と意志が向かう先が外的な事物を自分の効用のために使用することである。その意味で、使用とは自らの効用を目的とした人間的行為として遂行する事態である。

さらに、この使用の問題に関してトマスは以下のように続ける。それは、トマスによれば、人間が外的な物財を固有に所有することは、人間の外的な物財に及ぶ能力の観点においてである。

外的な物財に対しては、人間には二つの事柄がその能力に属する。その一つは、調達と配財の能力 *potestas procurandi et dispensandi* である。そして、このことに関する限り、人間が固有物を所有することは正当である。実際、人間の生活に必要でもある<sup>9)</sup>。

調達と配財の能力においては共有ではなく私有が人間にとって必要なものとされている。これは、物財の私有が生活の確保の観点において位置づけられるということである。

ある。すなわち、私有の必要性は、それが個人の生存を確保するために正当とされるのである。しかし、こうした私有の正当性に限界が与えられている。それが財の使用である。

他方、外的な物財に関する人間が有していることはそれらの使用である。そしてこのことに関して人間は外的なものを固有物として持つべきではなく、むしろ共有物として持つべきであり、それは他者の緊急必要において容易に誰でもそれらを共有するようにである。だからして、使徒は『ティモテへの第一の書簡』において「この世で富んでいる人々に対して気持ちよく施して、共に分かち合うように命じなさい」と言っているのである<sup>10)</sup>。

ここでのトマスの語りにおいて特徴的な事柄は、財が共有的であるものとして扱われる「べき」という表現で規範が、特にパウロの引用を用いながら富者に対する勧告として提示されているということである。こうした義務性を強く帯びた形での共有の問題は、困窮にある人々に対峙する際の心構えに関わる。その意味で、使用における分かち合いとは倫理的な態度として絶えず引き受けなければならない事態である。約言すれば、財の使用は共有、すなわち、互いの効用を志向してなされることである。

次節では、人間によって使用される財のうち、金銭とはいかなるものであるとされているのかについて考察する。

## 2 金銭という財

まず、トマスは金銭を介した売買の特性について以下のように表現している。

さて、買うことと売るとは金銭を受け取って与えることのみで存するのではなく、その価値が貨幣によって計量されるもの全てのものを受け取って与えることに存するのである<sup>11)</sup>。

この引用において、トマスは貨幣流通の観点から商業について論じる。彼は、商業の本質が金銭の交換にあるのではなく、貨幣によってその価値が計量される物財の交換にあることを示唆している。つまり、貨幣は物財の尺度機能であり、その尺度機

能を担う実物は金銭である。その意味で、金銭とは交換における物財の代替財なのである。

全ての他の財は何らかの効用を自ら自身において持つのであるが、金銭はそれを持たず、むしろ他のものの効用の尺度であり、このことはアリストテレスの『ニコマコス倫理学』第五巻で明らかなおりでである。金銭の使用はこの金銭自体の効用の尺度を示すのではなく、むしろ、金銭を事物と交換する異なった人々にしたがつて金銭において計量される事物から示されるのである<sup>12)</sup>。

この引用において、トマスは金銭を計量に関係づけて用い、そしてその権威はアリストテレスの著作に求められている。この引用文においては、金銭の使用の意味が扱われている。そして金銭は人々が交換する事物と比較されている。つまり、この比較が成り立つ前提として、金銭は現実的な財としての立場を維持しているのである。換言すれば、他の財と比較した上で金銭の使用の特殊性が論じられたのである。つまり、一般的な財はそれ自身によって効用を持つのであるが、金銭だけがそれを持たず、むしろ、財の間の交換においてそれを持つのである。その意味で、金銭は特殊な性格を持った財であり、それは異なる人々が交換を欲する財の間の媒介物である。

金銭という事柄に関して、より鮮明に論じているのはアリストテレスの『ニコマコス倫理学注解』と『政治学注解』である<sup>13)</sup>。例えば、『ニコマコス倫理学注解』には以下のような記述がある。

彼〔アリストテレス〕は金銭の名の下に何が理解されているかについて説明を加える。彼はこの語はその価値が貨幣によって計量されうる全てのものを示すと言っている。それは、例えば馬や衣服や家もしくは鑄貨において評価されるものは何でも、である。それは、これらのものを与えたり得たりすることは金銭を与えたり得たりすることと同様だからである<sup>14)</sup>。

ここでは、トマスは金銭という名称で何が理解されているかについて論じている。この箇所では、貨幣によって計量されるのは交換される財の価値であるとされ、金銭は馬や衣服や家やその他の価格が設定できる何らかの物財と関連させて記述されてい

る。つまり、金銭の交換は物々交換と同じ事態を示すとされている。したがって、トマスは金銭を人々の間で交換される価値を持った財の代替物と定置しているのである。

このように、金銭は物財の交換においてそれらの代替財とされている。その意味で、こうした特徴を持つ金銭を使用することは、財の使用の問題の根幹と関わる。そこで、金銭の使用がいかなることを意味するのかについて、次節で考察する。

### 3 金銭の善き使用としての寛厚

上述のように、トマスは金銭を外的な物財の一つとして定置した。さらに、そうした財の使用の問題を所有の関係の中で論じていた。使用とは、単純に個人的行為の問題だけではなく、他者との関係性の問題であることも同時に内包している議論であった。この財の使用の問題が、金銭の善き使用として、論じられるのが寛厚 *liberalitas* においてである。

#### 3.1 寛厚について

まず、寛厚をトマスがいかなるものとして定義しているのかということに関して、金銭との関係から考察する。

われわれは靈魂の能力とか情念のようにわれわれの内にあるところのものだけではなく、われわれの外にあるもの、すなわち生命を維持するためにわれわれに委ねられているこの世界の事物をも、善くまた悪しく使用することができる<sup>15)</sup>。

このように、人間は自分の内面的な事柄のみだけでなく、外的な事物についても善性との関わりの中に使用することができる。そして、こうした外的事物の善き使用が寛厚であるとされる。この寛厚を、トマスは以下のように定義する。

寛厚はまた気前よさと名づけられる。なぜなら気前のよい者は、保持しがちではなく、放出しがちだからである。そして、寛厚という名称もこれと同じことに関わるように思われるのであって、それというもある人が何かを自分のもたら放出するとき、何らかの仕方ではそれはそれを自分の管理および所有権から解放して、自分の心がそのものに対する愛着から自由であることを示すからである<sup>16)</sup>。

寛厚という名称を、トマスは解放 *liberat* や自由 *liber* という語と結び付ける。解放は物の管理や所有権に関係づけられ、自由は自分の物への愛着心に関係づけられている。すなわち、寛厚とは個人の財産に対する心性に関わるものである。一方は物を解放することであり、他方は自分の心が物に対して執着していない状態であることを示している。したがって、寛厚とは単純に物を自分の管理下におかないということだけではなく、そのものがいったん自分の手元を離れたならば、その物に対する主張をしないということである。つまり、誰かに物を引き渡すことで何らかの利益が自らへ返されることを期待しないということであるといえる。

その上で、物をトマスは以下のように定義する。

一人の人間から他者へと放出されるべきものとは、所有されている財貨 *bona possessa* であり、それらが金銭という名称で表示されているのである<sup>17)</sup>。

トマスは金銭を、他へと渡される財産を表示する名称とする。つまり、金銭とは上述のように交換において物が持つ価値を代置する実物財とされているのであり、金銭という名称を用いることによって、個別的な財を使用するのではなく財産の持つ何らかの価値を使用する事態として寛厚が論じられることになるのである。約言すれば、寛厚とは自分が占有している物財の価値が金銭を介して他者のところへと受け渡されることを意味する。このことに関して、トマスは以下のように論じる。

### 3.2 金銭の使用

金銭の善き使用とは、外的な財の使用の根底に関わる事態となる。つまり、金銭の善き使用を考察することは、財の善き使用を考察することと等値になる。そして、金銭の交易とは人間的行為の次元により可能となるものであり、そのために、金銭の使用において善き使用という観点が論じられることになる。

金銭は効用的な善に属するものとして捉えられている。なぜなら、全て外的な善きものは人間による使用へと秩序づけられているからである<sup>18)</sup>。

トマスは金銭を人間にとって効用を与えるものとしている。効用とは、トマスによ

れば「たとえば苦い薬を飲む場合のように、それ自体のうちに望ましい事由を持たず、ただ別の善へ導くものとしてのみ望まれるものである」<sup>19)</sup>とされている。すなわち、効用とは中間的なものなのである。そしてそれは、より高次のもののために向かうための何らかの手段的なものである。その意味で、金銭は人間に使用されることによって何らかの善に寄与するものとなるのである。その使用法についてトマスは以下の観点から論じている。

有徳な者に属するのは自らが関わる事柄もしくは道具を適切な仕方で使用することのみではなく、よく用いることができるような好機をも準備することである。……寛厚に属するのは単に金銭を使用することだけではなく、その適切な使用のために準備し、保全することも含まれるのである<sup>20)</sup>。

ここで、トマスは、金銭の善き使用を、実際に使用することに限らず、使用のための準備や保全もそれに加えている。つまり、善き使用の根拠は、現実的に使用したのかという財の交換に存するのではなく、使用に関してどのような態度でいるのかという個人の在り様に存するのである。続いて、トマスは金銭の使用それ自体へと考察を移す。

さて、金銭の使用には二つの仕方がある。一つは自分自身のためにするものであって、費消ないしは支出に関わるように思われる。他方、これに対して人が他者のためにこれを使用するものであって、それは贈与に関わる<sup>21)</sup>。

ここでは、トマスは金銭の使用の特徴を自分自身のためと他人のためという二つの観点から論じている。そして、自身のためには費消としており、無くしていくこととして論じている。他者へと向けた使用はその人へと明け渡すこととされている。しかし、この両方に共通することは金銭の使用とは散逸することを介して遂行されるものということである。そしてその使用においては共通していることは使用の目的である。それは、自己のためであろうと他者のためであろうと人格へと向けた使用であることである。その意味で、ここでも重視されているのが使用の際の個人の態度である。こうした、人格へと向けた金銭の使用は、直後の項においてより鮮明に論じられる。

金銭の使用は金銭を放出することに存する。なぜなら、金銭の獲得は使用よりはむしろ産出にたとえられるからである。他方、金銭の保全は、それが使用しうることへと秩序づけられているかぎりにおいて、持ち前 *habitus* にたとえられているのである<sup>22)</sup>。

トマスは使用を放出として定義する。放出は、自分の手から離れていくことを目的としており、したがって、外向きの運動となる。それに対して、産出は使用ではなく金銭の獲得とされる。獲得は、手に入れることであるために、放出とは逆向きの動きとなる。また、保全も使用そのものではない。使用されることを目的としている限りにおいてそれは外向きの状態にあるのであり、使用へと向けて持たれていることにある。このように、金銭の使用は、ある種の運動として捉えられている。それは続くトマスの「あるものの放出は、それがより遠くのものへと向けてなされるのに応じて、それだけより大いなる力から出てくるのである」<sup>23)</sup>との記述に端的に示される。そして、ここで力 *virtus* という語を徳と関係づけて寛厚という行為の強度を論じている。

ある人が金銭を自身に関することに費消することよりも、それを他の人々に与えることによって放出することのほうが、より大いなる徳から出てくるものである<sup>24)</sup>。

このように、トマスは運動と使用を類比的に語ることによって、寛厚の強度の度合いに他者向きという観点を導入している。このことは、より賞賛される寛厚の根拠を自然な運動に求めていることを示す。したがって、寛厚は人間が意図的に作り上げた制度としてではなく、むしろ自然な人間の働きに関係する事態として取り上げられているといえる。

### 3.3 寛厚と正義

寛厚が他者向きであることが端的に示されるのは、正義との関係においてである。

寛厚は正義の種ではない。なぜなら、正義が他者に対して彼のものを与えるのに対して、寛厚は自分のものを与えるからである<sup>25)</sup>。



トマスは寛厚と正義を種において異なるものとして定義する。ここで言われていることは、寛厚は自分のものを他者へと引き渡すという個人の心性に基づくものであるが、正義はものの帰属を正当に主張しうる者へと返すという権利の問題である。すなわち、寛厚は個人の態度から生じる行為であるために、正義という権利の問題とは異なる事態である。しかし、これに対して、寛厚も正義も人へと向けたものであり、かつ、外的事物を取り扱うものであること、この二点において同じ事柄に関わるものとされる。

寛厚は二つの点で正義と何らかの仕方で合致する。すなわち、第一に寛厚は正義と同じように、主要的に他者へと向けられている。第二に、前述のごとく、異なった根拠に即してではあるが、それは正義と同様に、外的事物に関わっている<sup>26)</sup>。

ここで、寛厚を正義と関係づけて論じることには、前述した財の所有と密接に関わる問題である。もし、寛厚を正義と切り離すならば、寛厚は単純な慈善行為として限定されることになり、寛厚を社会的に必然的な行為として定置することはできなくなる。つまり、寛厚は社会において付随的なものであり、その意味で寛厚が徳として機能するのは特殊な人間に限られた事態となる。それに対して、寛厚を金銭の使用という観点において正義の問題と関係づけるならば、社会において個人が絶えずそれを引き受ける態度でいることが徳となり、必要とする人に向けて自己の財を使用することが社会の原理の一つとなることになる。トマスの記述を見る限り、寛厚は正義そのものではないとされているので、寛厚が社会で寛厚を受けることを権利として主張することはできない。むしろ、寛厚は社会にいる個人がする側であることを自ら自覚する契機である。

この正義との関係は、「寛厚が愛徳の一部である」という異論に対する、トマスによる回答に見られる。

寛厚の贈与は送り主が金銭に対してある意味の関心を持つという事実を発し、それは金銭を欲しもせず愛しもしないという事実である。それゆえ、寛厚は友人のみならず必要の時には見知らぬ者へも与える。このために、愛徳に属せず、むしろ外的諸物にかかわる正義に属するものである<sup>27)</sup>。

寛厚は個人的関係から生じるのではなく、端的に外的事物に関わるのである。その意味では正義に属するものである。しかし、そこで問題となるのはあくまでも個人の態度であり、この視点が正義との大きな差異である。この問題は、寛厚が卓越したものとなるための議論においても読み取りうる。

寛厚は人が金銭への愛着を持たないということから、金銭を自分自身のため、他の人々の利益のため、および神への賞賛のために進んで使用するということが生じる。そして、このことにしたがって、それが多くのものに関して有用であるということからして、寛厚は何らかの卓越性を得るのである<sup>29)</sup>。

ここでは、寛厚なふるまいをする個人の心性が取り上げられている。つまり、単に金銭を用いればいいということではなく、その使用に関しては、個人の意志がどこへ向いているかということを経験しながら行為する必要があるとされているといえよう。このことは以下のことを示唆する。すなわち、他者への金銭の使用はあくまでも個人的態度から生じた個人的行為として遂行されるのである。その意味で、寛厚は比例性に基づいて遂行される富の再配分とは大きく異なるのである。

こうした寛厚と正義の違いは『悪論』においてより鮮明に記述されている。

実際、正義は自らに属するものを持つために、所有される物事自体に成立している均等性の中庸へと向けられている。しかし、寛厚は極度の愛や欲望に陥ることがないように、さらに、それをしなければいけない時と場所で喜びをもって悲しみなしにその放出となるように、魂の情動それ自体の中庸に存するのである<sup>29)</sup>。

ここでは、貪欲の罪について論じられ、正義と寛厚は事物をめぐる議論される。ここでは、正義は均等性についての事柄であるとされ、寛厚は個人の心性に関する事態であるとされる。したがって、寛厚という金銭の使用とは、個人の態度によって遂行される事態である。

寛厚とは自分の管理下にある事物を使用するに際し、それをを用いることで自己の利益をさらに増殖させるように行為することではなく、他者との共通の利益へとむけて使用するということである。その意味で、寛厚は個人の態度のあり方であるとはいえ、

社会的な事態であるといえよう。

## 結 語

このように、トマスは金銭の使用の側面から寛厚を論じている。このことは以下のことを意味する。まず、トマスにおいて貨幣という語で理解されている価値尺度機能の観点から論じるのではなく、金銭という実物財の観点から論じることによって、寛厚は現実的な他者との交易であることになる。次に使用という観点から論じることによって能動的な行為であることが明らかとなる。また、トマスが他者へと向かう個人の態度に使用の根拠を置き、金銭の使用を感情の問題ではなく外的な物財の使用の問題として語ることは、金銭の使用が倫理的な次元で論じられることを意味する。

こうしたトマスの金銭使用論は、以下の問題座標を持つことを示すと思われる。すなわち、金銭が実物財の代用として交換されるにつれて、市場は金銭のみが交易される場となる。しかし、金銭は労働の自然的な財ではなく、人工的に作られた財であり、その意味で、金銭は労働の直接的結果ではなく労働の代置としての間接的対価である。そうした金銭だけが増殖する過程として市場が定置されることにより、財の交換が本来持つ人間の生存という観点や財の使用が持つ意味が隠蔽される。その結果として市場では倫理性を問う次元が開かれなくなる。これに対して、金銭の使用として寛厚を定置することによって、市場での行為に倫理的側面が存在することを示し、市場での行為が実際に他者との関わりをどのように引き受けるかという問題に関わるようになるのである。

## 注

- 1) トマスの原典は以下のものを使用した。

*Commentum In Libros Sententiarum Magistri Petri Lombardi (Sent.)*: Moos, M. F. (ed.), P. Lethielleux, 1933.

*Summa Theologiae (ST)*: Viejo, F. B. (ed.), Biblioteca de Autores Cristianos, 1963

*In libros Politicorum Aristotelis Expositio* : Spazzi, R. M. (ed.), Marietti, 1951

*In libros Ethicorum ad Nicomachum Expositio*: Pirotta, A. M. (ed.), Marietti, 1934

*De malo in Quaestiones Disputatae*: Bazzi, P. (ed.), Marietti, 1953

- 2) このことに関する研究として、D. C. North and R. P. Thomas, *The Rise of the Western World*, Cambridge University Press, 1973 (速水融・穂本洋哉訳『西歐世界の

勃興：新しい経済史の試み〔増補版〕』ミネルヴァ書房，1994年），M. ブロック，森本芳樹訳『西欧中世の自然経済と貨幣経済』創文社，1982年を参照。

- 3) この議論は貨幣的経済学の確立者の一人とされているロバートソンによって網羅的に論じられている。D. H. Robertson *Money*, The University Press, 1922, ch. 1 を参照。
- 4) *Ethica Nicomachea*, 1133a 30: *ὄτι οὐ φύσει ἀλλὰ νόμῳ ἐστὶ*
- 5) これに関しては以下の記述を参照。 *In lib. Eth.* V, l. 9, n. 5: Et inde est quod denarius vocatur numisma: nomos enim lex est, quia scilicet denarius non est mensura per naturam, sed nomo, id est lege.
- 6) 以下の記述を参照。 *ST II-II*, q. 66, a. 1, c. : res exterior potest dupliciter considerari. Uno modo, quantum ad eius naturam, quae non subiacet humanae potestati, sed solum divinae, cui omnia ad nutum obediunt.
- 7) *ST II-II*, q. 66, a. 1, c. : Alio modo, quantum ad usum ipsius rei. Et sic habet homo naturale dominium exteriorum rerum, quia per rationem et voluntatem potest uti rebus exterioribus ad suam utilitatem, quasi propter se factis;
- 8) *ST I-II*, q. 1, a. 1, c.: Est ... homo dominus suorum actuum per rationem et voluntatem,
- 9) *ST II-II*, q. 66, a. 2, c. : circa rem exteriorem duo competunt homini. Quorum unum est potestas procurandi et dispensandi. Et quantum ad hoc licitum est quod homo propria possideat. Et est etiam necessarium ad humanam vitam,
- 10) *ST II-II*, q. 66, a. 2, c. : Aliud vero quod competit homini circa res exteriores est usus ipsarum. Et quantum ad hoc non debet homo habere res exteriores ut proprias, sed ut communes, ut scilicet de facili aliquis ea communicet in necessitates aliorum. Unde Apostolus dicit, I ad Tim. ult., *divitibus huius saeculi praecipue facile tribuere, communicare.*
- 11) *IV Sent.*, d. 25, q. 3. a. 3, c. : Emptio autem vel venditio consistit non solum in datione et acceptione pecuniae, sed omnium eorum quorum potest pretium numismate mensurari:
- 12) *III Sent.*, d. 37, q. 1, a. 6, c. : omnes aliae res ex seipsis habent aliquam utilitatem, pecunia autem non, sed est mensura utilitatis aliarum rerum, ut patet per Philosophum in 5 *Ethic*. Et ideo pecuniae usus non habet mensuram utilitatis ex ipsa pecunia, sed ex rebus quae per pecuniam mensurantur secundum differentiam ejus qui pecuniam ad res transmutat.
- 13) 『政治学注解』では「金銭と全ての財は何らかの家政術の道具である」(*In lib. Pol.* I, l. 6, n. 4: Pecunia enim et omnes divitiae sunt quaedam instrumenta oeconomicae) という記述や「金銭は通商をなすことのために発明された」(*In lib. Pol.* I, l. 7, n. 2: pecunia est inventa propter commutationes faciendas) というテーゼの内に金銭術が

詳細に考察されていく。すなわち、ここではトマスは金銭を道具として発明された財として定置しているのである。

- 14) *In lib. Eth.* IV, l. 1, n. 5: [Philosophus] exponit quid nomine pecuniae intelligatur. Et dicit quod nomine pecuniarum significantur omnia illa, quorum dignum pretium potest numismate mensurari; sicut equus, vestis, domus, et quaecumque denariis appetiari possunt; quia idem est dare vel accipere ista, et dare vel accipere pecunias.
- 15) *ST II-II*, q. 117, a. 1, c. : Possumus autem bene et male uti non solum his quae intra nos sunt, puta potentiis et passionibus animae, sed etiam his quae extra nos sunt, scilicet rebus huius mundi concessis nobis ad sustentationem vitae.
- 16) *ST II-II*, q. 117, a. 2, c. : et ... liberalitas largitas nominatur, quia quod largum est, non est retentivum, sed est emissivum. Et ad hoc idem videtur pertinere etiam liberalitatis nomen, cum enim aliquis a se emittit, quodammodo illud a sua custodia et dominio liberat, et animum suum ab eius affectu liberum esse ostendit.
- 17) *ST II-II*, q. 117, a. 2, c. : Ea ... quae emittenda sunt ab uno homine in alium, sunt bona possessa, quae nomine pecuniae significantur.
- 18) *ST II-II*, q. 117, a. 3, c. : Pecunia ... cadit sub ratione bonorum utilium, quia omnia exteriora bona ad usum hominis sunt ordinata.
- 19) *ST I*, q. 5, a. 6, ad 2: Utilia ... dicuntur, quae non habent in se unde desiderentur; sed desiderantur solum ut sunt ducentia in alterum, sicut sumptio medicinae amarae.
- 20) *ST II-II*, q. 117, a. 3, ad 2: ad virtuosum pertinet non solum convenienter uti sua materia vel instrumento, sed etiam praeparare opportunitates ad bene utendum ... Sic etiam ad liberalitatem pertinet non solum uti pecunia, sed etiam eam praeparare et conservare ad idoneum usum.
- 21) *ST II-II*, q. 117, a. 3, ad 3: Est autem duplex usus pecuniae, unus ad seipsum, qui videtur ad sumptus vel expensas pertinere; alius autem quo quis utitur ad alios, quod pertinet ad dationes.
- 22) *ST II-II*, q. 117, a. 4, c. : Usus autem pecuniae est in emissionem ipsius, nam acquisitio pecuniae magis assimilatur generationi quam usui; custodia vero pecuniae, in quantum ordinatur ad facultatem utendi, assimilatur habitui.
- 23) *ST II-II*, q. 117, a. 4, c. : Emissio autem alicuius rei, quanto fit ad aliquid distantius, tanto a maiori virtute procedit:
- 24) *ST II-II*, q. 117, a. 4, c. : Et ideo ex maiori virtute procedit quod aliquis emittat pecuniam dando eam aliis, quam expendendo eam circa seipsum.
- 25) *ST II-II*, q. 117, a. 5, c. : quod liberalitas non est species iustitiae, quia iustitia

exhibet alteri quod est eius, liberalitas autem exhibet id quod est suum.

- 26) *ST II-II*, q. 117, a. 5, c. : Habet [liberalitas] tamen quandam convenientiam cum iustitia in duobus. Primo quidem, quia principaliter est ad alterum, sicut et iustitia. Secundo, quia est circa res exteriores, sicut et iustitia, licet secundum aliam rationem, ut dictum est.
- 27) *ST II-II*, q. 117, a. 5, ad 3: Sed datio liberalitatis provenit ex eo quod dans est aequaliter affectus circa pecuniam, dum eam non concupiscit neque amat. Unde etiam non solum amicis, sed etiam ignotis dat, quando oportet. Unde non pertinet ad caritatem, sed magis ad iustitiam, quae est circa res exteriores.
- 28) *ST II-II*, q. 117, a. 6, c. : ex hoc enim quod homo non est amativus pecuniae, sequitur quod de facili utatur ea et ad seipsum, et ad utilitatem aliorum, et ad honorem Dei. Et secundum hoc, habet quandam excellentiam ex hoc quod utilis est ad multa.
- 29) *De malo*, q. 13, a. 1, c. : Ad iustitiam enim pertinet medium aequalitatis constitutae in ipsis rebus possessis, ut scilicet unusquisque habeat quod sibi debetur; liberalitas vero constituit medium in ipsis affectionibus animae, ut scilicet unusquisque non sit nimium amator vel cupidus pecuniae, et quod sit emissivus earum cum delectatione vel sine tristitia quando oportet et ubi oportet.